

「緊急事態宣言」発出に伴う市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関しましては、昨日(1月13日)、政府対策本部において、大阪府を含む2府5県(大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県・栃木県)に対し、2月7日までの間、特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出し、感染防止対策の徹底が呼びかけられました。

大阪府では、国の緊急事態宣言発出を受けた緊急事態措置として、1月14日から2月7日までの間、府民に対し、通院や通勤、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出や移動の自粛、特に午後8時以降の外出自粛の徹底が要請されました。

また、大阪府全域の飲食店等に対する午後8時までの営業時間短縮(酒類の提供は午後7時まで)や、イベントの人数制限などの要請が行われました。

本市におきましては、本日(1月14日)開催した新型コロナウイルス対策本部会議において、当面、2月7日までの間、福祉センターや総合体育館などの公共施設の貸し出しを、午後8時までに制限することなどの措置を決定したところです。

市民の皆さんには、大変ご不自由をおかけしますが、皆さんのかけがえのない命、大切な人の命を守るため、大阪府からの要請に基づく行動を心掛けていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年1月14日

貝塚市新型コロナウイルス対策本部長
貝塚市長 藤原 龍男